

合併協定進行管理(総務課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第14回協議会確認										記 事		
11	事務組織及び機構の取扱い	1 (整理番号)												
協定内容		新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。 (1) 3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口を設ける。												
調整時期														
	合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降			
		(完了)			完了									
調整担当														
	部名	総務部	課名	総務課										
例規調整状況														
例規調整完了														
廃止		-												
例規調整中		-										完了予定年月日 : 平成 年 月 日		
協定項目調整経過と内容及び問題点														
【調整経過】		3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口を設ける。												
【内容】		3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用し、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口業務を行う市民サービスセンターを設置した。												
【問題点】														
協定項目の実施状況及び調整による合併効果														
【実施状況】		旧3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口として市民サービスセンターを設置したが、18年度に一部機構改革を行った。												
【合併効果】														